

自動販売機設置事業者募集要項

草加市立病院が行う自動販売機設置事業者（以下「設置業者」という。）の募集に参加される方は、本募集要項のほか、仕様書をよく読み、内容を承知した上で参加してください。

1 目的

草加市立病院への自動販売機の設置

2 応募資格要件

次の要件をすべて満たす法人又は個人に限り参加することができます。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に掲げられた者でないこと。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第3条及び第4条による指定を受けた指定暴力団等及びその暴力団員でないこと。
- (3) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）に基づく処分の対象となっている団体及びその構成員でないこと。
- (4) 法人住民税及び住民税を滞納していないこと。

3 契約について

- (1) 自動販売機を設置するための市有財産の賃貸借
- (2) 貸付場所及び面積
仕様書を参照のこと。
- (3) 貸付期間

平成31年4月1日から平成34年（2022年）3月31日まで（3年間）

4 応募申込手続

- (1) 必要書類（各1部）

- ① 応募価格提案書（別紙所定様式）
- ② 法人住民税又は住民税の納税証明書
- ③ 設置する自動販売機のカタログ

※②については、発行可能な直近年度の原本とする。

- (2) 申込みについて

上記の必要書類を次の提出先へ持参して申し込んでください（郵送による申込みは受付いたしません。）。

[申込受付期間]

平成31年2月27日(水)から平成31年3月7日(木)まで(休日を除く。)
午前8時30分から午後5時までの間(正午から午後1時までの間を除く。)
<1週間程度を予定しています>

[提出先]

草加市立病院 3F 施設管理課 宮下・柴尾

(3) 注意事項等

- ① 郵送、電話、ファクス、インターネットによる受付は行いません。
- ② 一度申込みを受理した後は、申込物件の追加や取消しはできません。

5 設置業者の決定方法

- (1) 提出された応募書類の審査の後、最高の納付率で申込みを行った者を設置事業者として決定します。
- (2) 最高となる納付率での申込みが2者以上ある場合は、後日、当該応募者立会いのものと、くじにより設置事業者を決定します。

6 契約

落札者決定後、平成31年4月1日に、落札した者と契約を締結します。

7 問合せ先

郵便番号340-8560

草加市草加2-21-1

草加市立病院 施設管理課 宮下

T E L : 048-946-2200

F A X : 048-946-2211

受付番号	
------	--

平成31年 月 日

応募申込書

草加市病院事業管理者 あて

「自動販売機設置事業者募集要項」により、応募申込みいたします。
なお、同要項2の応募者資格要件を満たしていることを誓約します。

申込者

住所又は所在地

氏名又は名称

代表者氏名

印

事務担当者

所属部署

指名

電話

F A X

メールアドレス

応募申込書等受付書

住所 _____

氏名 _____ 様

「自動販売機設置事業者募集要項」に基づく応募申込書等を受け付けました。

平成31年 月 日 草加市立病院 施設管理課

平成31年 月 日

応 募 価 格 提 案 書

草加市病院事業管理者あて

住所又は所在地

氏名又は名称

代表者氏名

印

納付割合 ※小数点第2位までの 数字で記入のこと	売上の	%	
--------------------------------	-----	---	--

【提案納付割合の説明】

納付割合は、売上のうちの何パーセントを貸付料の一部としてお支払いいただけるかという割合で、この数字が最も大きな事業者が設置事業者として選定されます。

提案者が毎月支払う貸付料は次の式により算出された額となります。

$$\text{月々の貸付料} = \text{基本料} + \text{売上変動分} (1 \text{ か月の売上金額} \times \text{納付割合} \times 1.08)$$

※売上変動分については、消費税及び地方消費税の税率改定があった場合、当該改定された率とする。

【設置業者の費用負担について】

1 毎月支払うもの

上記の「月々の貸付料」のほか、自動販売機が使用した電気料を毎月支払う必要があります。

2 その他

- (1) 自動販売機の設置、維持管理及び撤去に係る費用
- (2) 電気使用量を計測するためのメーター設置費用

※参考

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）抜粋

（一般競争入札の参加者の資格）

第167条の4 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- (1) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- (2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号に掲げる者

2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

- (1) 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
- (2) 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
- (3) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
- (4) 地方自治法第二百三十四条の二第一項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
- (5) 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。
- (6) 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行ったとき。
- (7) この項（この号を除く。）の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。